

佐賀のお茶広報業務プロポーザル実施要領

1. 目的

「うれしの茶」をはじめとする、佐賀県産茶「佐賀のお茶」の認知度を向上させるため、民間企業等が有しているノウハウ・企画等を競争させ、最も適切な想像力、技術力、経験などを有する事業者を選定する。

2. 委託業務の内容

別添 仕様書のとおり

3. 参加要件(参加資格)

プロポーザルに参加する者は、次の要件の全てを満たすものであることを要する。なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1)本業務を実施するに当たり、県の要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えておくこと。
- (2)地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当する者(破産等により入札参加資格の無い者、契約の不履行や入札等で不正行為を行った者)でないこと。
- (3)会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4)公募開始の日の6か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (5)佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (6)自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4. 実施スケジュール

(1)県ホームページでの公募開始	令和8年2月13日(金)
(2)オリエンテーション(説明会)	令和8年2月20日(金)10時から
(3)仕様書等に対する質問書提出期限	令和8年2月26日(木)12時まで
(4)参加資格確認申請書提出期限	令和8年3月4日(水)17時まで
(5)提案書等提出期限	令和8年3月17日(火)17時まで
(6)プレゼンテーション(審査会)	令和8年3月19日(木)10時から(予定)
(7)見積決定(業者決定)通知	令和8年3月23日(月)(予定)

5. プロポーザルの実施

(1)提案書の募集方法

佐賀県ホームページ内にプロポーザルを実施する旨の案内を、令和8年2月13日(金)から令和8年3月4日(水)まで掲載する。

(2)オリエンテーション(説明会)

日 時 : 令和8年2月20日(金)10時00分から

場 所 : 佐賀県庁新館10階 農林水産部南西角会議室

参加申込: 令和8年2月19日(木)17時までに、別紙1「説明会参加申込書」を10に記載の問い合わせ先にメール等で提出すること。

★説明会への参加は、プロポーザルの参加に係る必須要件とする。ただし、令和8年2月19日(木)17時までに10に記載の問い合わせ先に説明会資料の送付を希望し、その後提供を受ければ、説明会への参加がなくてもプロポーザルに参加できる。

(3)プロポーザルの参加申込における提出書類

- ①参加資格確認申請書(様式第2号)
- ②誓約書(様式第3号)※①の添付書類
- ③会社概要(パンフレットで可)

提出方法: 直接持込又は郵送(必着)

注)郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とする。

(4) 提案における提出書類

①提案書送付表紙(様式第4号)

②提案書(任意様式)

提案者が所有する素材を使用して作成する。なお、必要に応じて、著作権(著作権法第21条～第28条に定める全ての権利を含む)処理を行うこと。

③添付資料(任意様式)

・実施スケジュール案

・業務実施体制

・業務の実施方針及び手法

・業務実績書

・見積書(業務内容毎の積算内訳を明示したもの。)

提出方法:直接持込又は郵送(必着)

注)郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

(5) プレゼンテーション(審査会)の開催

日 時:令和8年3月19日(木)10 時から(予定)※個別の時間は、参加者に別途通知する。

場 所:佐賀県庁新館10階 農林水産部南西角会議室

実施方法:参加者は事前に提出した提案書に基づき、プレゼンテーションを行う。

1者当たりのプレゼンテーション時間は30分程度(説明20分、質疑応答10分程度)

とし、参加者側の出席者は3人までとする。

※プロジェクター及びスクリーンは、県が準備する。ただし、パソコンは持参すること。

6. 審査方法

(1) 審査基準は、別紙2「評価基準」とする。

(2) 提案書の内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。

(3) 評価基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定める。

7. 審査結果

令和8年3月23日(月)までに全ての参加者に対し通知する予定。

8. 費用負担

プロポーザル、提案書の作成及び提出に要する費用は、全て提案者の負担とする。

9. その他

(1) 契約保証金

- ア 契約締結の際に、契約金額の 100 分の 10 以上に相当する金額を納付すること。
- イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第 116 条の規定に基づき、担保を供することができる。
- ウ 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。
 - (ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約(見積金額の 100 分の 10 以上)を締結し、その証書を提出する場合
 - (イ) 国、地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去 2 年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき
 - (ウ) 隨意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき

(2) 見積書について

見積書に記載する金額は、見積もった契約希望額(消費税及び地方消費税額を含む金額)とする。

(3) 失格要件

次のいずれかに該当する場合の提案は無効とする。

- ア 参加する資格のない者が行った場合
- イ 本件プロポーザル手続について不正行為を行なった場合
- ウ 見積書の金額、氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合
- エ 1 人で 2 以上の提案をした場合
- オ 代理人でその資格のない場合
- カ 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合
- キ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合
- ク 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

(4) プロポーザル手続の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、本件プロポーザル手続を中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。

- ア 参加事業者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、本手続を公正に執行することができないと認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない理由により、本手続を行なうことができないとき。
- ウ 令和8年2月議会において、当該委託業務の予算が成立しない場合は中止とする。この場合は、佐賀県ホームページにより公示を行う。なお、この場合において、本業務の準備に要した費用については一切保証しないものとする。

(5)参加事業者に求められる義務

- ア 参加事業者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- イ 企画に際して、委託先として採用されることもある点に十分留意し、関係者とトラブルのないようにしなければならない。
- ウ 公正な審査を妨害する恐れのある、あらゆる行為をしないこと。

(6)仕様書等に対する質問

仕様書等に対する質問がある場合は、質問書(様式第1号)により10に記載の問い合わせ先まで、令和8年2月26日(木)12時までにメールにより連絡すること。質疑応答の内容は、必要に応じて参加事業者全員に通知する。

(7)提案書は返却しない。

(8)提案書は選定作業等、必要な範囲において複製することがある。

(9)提案が採用された団体については、県と協議のうえ、委託契約を締結するものとする。

10. 書類提出先及び連絡先

〒840-8570 佐賀市城内1-1-59

佐賀県農林水産部園芸農産課 果樹・花き担当 下野

TEL 0952-25-7119

E-mail engeinousan@pref.saga.lg.jp